# 栃木県総合運動公園武道館専用利用の際の感染症拡大予防遵守事項

栃木県総合運動公園武道館館長

# 1 基本的考え方

栃木県総合運動公園武道館(以下、「武道館」と示す)の利用に当たっては、国や県の方針、各中央競技団体が作成したガイドライン等を遵守し、活動することを大前提とする。 また、専用利用については、武道館職員と主催者が事前に綿密な打合せ(大会等を開催する15日以上前に打合せを1回以上)を行い、感染拡大防止に積極的に努めるとともに、武道館職員の指導に従うこととする。活動中に違反と認められる行為があった場合は、クラスター等発生防止の観点から利用中止とする場合がある。

### 2 感染防止策について

- (1) 参加者への事前準備及び対応
  - ① 主催者は、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。(チェックリストや遵守事項等を作成し配布する)また、これを遵守できない参加者には他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。
  - ② 参加者の氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)を記載した名簿等を作成しておくこと。
  - ③ 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう指示する こと。
    - ア) 武道館利用前2週間において体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛・臭覚異常・倦怠感・息苦しさ等)
    - イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### (2) 入館時の留意点

- ① 入館時には、全員の検温並びに手指の消毒を実施すること。※ 体温計と消毒液については主催団体で準備する
- ② 必ずマスクを着用して入館させること。 (武道館入館後も、活動する時以外はマスクを着用させる)
- ③ 受付を行う際は、参加者が距離 (2m以上) をおいて並べるようにする こと。

# (3)活動時の留意点

- ① 武道館内施設(第1道場・第2道場・弓道場・会議室・諸室・トイレ等) の利用については、武道館職員の指導に従うこと。
- ② 活動の内容に関わらず、活動しない者も含め、感染防止の観点から、周 囲との距離 (フィジカルディスタンス) を十分とること。
  - ※ 強度の高い活動を行う場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離 を空ける必要がある
- ③ 活動する人数が多く、ゆとりを持たせることが難しい場合は、参加者の 人数を制限したり、時間差をつけて活動する等の措置を講じること。
- ④ 整列や活動時には、前の人の呼気の影響を避けるため、並列する、ある いは斜め後方に位置取りをすること。
- ⑤ 少なくとも 30 分に 1 回は十分な換気を行うこと。
- ⑥ 参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ・取手・トイレのレバー・ テーブル・椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ⑦ 休憩時には、こまめに手洗いやうがい、消毒を行うこと。
- ⑧ 大声で話したり、隣接しての会話は慎むこと。
- ⑨ マスクを着用して活動する場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼ す可能性があることに留意するとともに、体調管理に気を配ること。

#### (4) その他の留意点

① 更衣室や休憩・待機スペースにおいても、3 つの密にならないよう注意 すること。

- ② 観覧席に観客等を入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう、席を空けて座らせたり、必要に応じて観客等の入場制限を行うこと。また、マスクを着用させるとともに、大声での声援を送らないことや会話を控えさせること。
- ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人と距離をとって、対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等の大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- ④ 活動終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症が疑われる症状がある場合は、速やかに広域健康福祉センターや保健所等に相談するとともに、武道館職員にも報告すること。
  - ※ 活動終了後に、万が一新型コロナウィルス感染症を発症したとの報告があった場合、武道館は休館となるばかりか、その後に利用した方々の感染も疑われ、多くの利用者に迷惑をかけることになります。上記事項を遵守し、新型コロナウィルス感染症予防に積極的に努めましょう。